

○財務省告示第五号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成三十年十二月三日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成三十一年一月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（二年）（第三百九十五回）  
二 発行の根拠  
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に関する  
法律（平成二十四年法律第百  
一号）第三条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十六条第  
一項、第四十七条第一項及び第  
六十二条第一項  
三 振替法の適  
用等  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
四 発行方法  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格

債市場特別参加者・第I非価格

五

方募

イ  
入 価  
札 格  
発 競  
行 争

ロ

入 価  
札 格  
発 競  
行 争

六

イ  
発

入 価  
札 格  
発 競  
行 争

の に 億 つ 定 う 億 額  
公 必 七 い に ち 円 面  
債 要 千 て 基 ` 金  
の な 六 は づ 財 額  
発 財 百 ` き 政 一  
行 源 八 額 発 法 兆  
の の 十 面 行 第 七  
特 確 万 金 し 四 条 千  
例 保 円 額 た 利 第 百  
に を ` で 付 一 四  
関 図 財 千 国 項 七  
す る 政 運 十 債 の 十  
法 め 営 六 に 規 一

発 別 に ご 務 後 格 競  
行 参 よ と 大 に 競 争  
` 加 る に 臣 行 争 入  
と 者 発 応 が わ 札 札  
い ` 行 募 各 れ 札 発  
う ` 第 ( 限 国 る の 行  
 ) II 以 度 債 入 募 ` 一  
非 下 額 市 札 入 と  
格 国 債 市 場 特 あ の 決 いう  
争 市 債 場 別 参 っ て を 及  
入 場 も 加 ` し び  
札 特 の 者 財 た 価

七				ハ				ロ																	
イ		払		行		争		非		者		特		国											
別	国	入	価	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国										
参	債	札	格	入	札	札	・	参	債	入	札	札	・	参	債										
加	市	発	競	札	発	発	第	加	市	札	発	発	第	加	市										
場	場	行	争	発	発	発	Ⅱ	場	場	発	発	発	Ⅰ	場	場										
額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額										
万	三	六	一					特	十	金	し	二	千	は	づ	法	十	つ	定	す	九	額	発	律	
二	千	万	兆					別	五	額	た	条	三	、	き	第	二	い	に	る	百	面	行	第	
千	五	五	七					会	万	で	利	第	百	額	発	四	億	て	基	法	八	金	し	三	
円	百	千	千					計	円	付	付	十	十	面	行	十	は	づ	律	十	額	た	条	第	
	四	円	五					に	千	九	国	五	五	金	し	七	千	、	き	第	五	で	利	第	一
	十	億	百					関	九	百	債	二	二	額	た	条	四	額	発	四	万	八	付	一	
	億	五	十					す	十	四	に	十	七	で	利	第	百	面	行	十	円	千	国	項	
	千	二	二					る	億	億	つ	四	十	五	付	一	七	額	し	六	、	四	債	の	
	九	億	七					法	円	円	い	億	二	百	国	債	に	規	定	す	、	十	に	規	
	百	七	千					律			て	億	十	億	に	規	定	す	、	第	額	面	金	行	
	二	千	八					第			、	四	四	十	に	規	定	す	、	四	億	十	に	規	
	十	百	百					十			額	十	六	十	に	規	定	す	、	十	億	十	に	規	
	三							七			面	六	六	十	に	規	定	す	、	三	千	、	き	き	

十二	ロ							十一			九		八														
利入	価	・	別	債	行	争	非	者	特	国	入	価	発	振	額	最	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	
札	格	第	参	市	及	入	札	格	第	参	札	格	行	替	低	額	入	札	格	第	参	市	行	争	非	者	
発	競	II	加	場	び	札	格	第	参	市	発	競	行	単	額	面	札	格	第	参	市	行	争	非	者		
率	行	争	非	者	特	国	発	競	I	加	場	行	争	位	金	金	発	競	II	加	場	行	争	非	者		
年										銭	額	格	銭	額	平	す	額	の	振	五							
〇										八	厘	金	五	厘	成	る	の	記	替	万							
・										額	以	上	額	十	〃	数	又	の	円								
一										百	の	百	の	年	倍	の	は	規	二								
パ										円	そ	に	に	十	の	金	記	定	十								
ー										に	れ	つ	月	三	額	は	よ	る	五								
セ										つき	ぞ	き	三	日	に	よ	最	振	六								
ン										百	れ	百	日	よ	る	低	替	千									
ト										円	の	円		も	額	口											
										四	応	四		の	面	座											
										十	募	十		と	金	簿											
										六	価	六															

